

日本フォレックス・クラブ会則

2021年4月改訂

日本フォレックス・クラブ会則

総 則

1. (名 称) 本クラブは「日本フォレックス・クラブ」と称する。
2. (目 的) 本クラブは、会員相互の親交を深めるとともに会員に対し親睦と教育のための機会を提供し、東京外国為替市場の発展に資する活動を行うことを目的とする。
3. (性 格) 本クラブは、会員相互の集いであり、クラブにおいて会員が披瀝した見解は個人的意見であって、発表者が関係している機関の見解を代弁するものと解釈してはならない。
また、会員は、同クラブの名を商業目的に利用してはならない。

会 員

4. (会 員) 本クラブの会員は、正会員と賛助会員および名誉会員をもって構成する。
5. (正 会 員) 正会員は、日本国内において外国為替売買を営み、当局の監督下にある金融機関ないし之に準ずる機関に属す個人であって、原則グローバル外為行動規範に遵守表明した機関に所属するものに限られる。
正会員として入会を希望するものは、正会員2名の推薦を経て委員会の承認を受けなければならない。
但し、入会希望者の所属する機関が新規機関の場合、役員1名を含む役員または委員2名の推薦を受け、委員会の承認を受けなければならない。
6. (賛助会員) 賛助会員は前条に規定する正会員となる資格を有していない、乃至は正会員となる資格を有しながらも賛助会員を希望するもので、外国為替業務に関連する機関に属し、当クラブの趣旨、並びに行動規範の主旨に賛同するものに限られる。
賛助会員として入会を希望するものは、正会員2名の推薦を経て委員会の承認を受けなければならない。
但し、入会希望者の所属する機関が新規の場合、役員1名を含む役員または委員2名の推薦を受け、委員会の承認を受けなければならない。
7. (名誉会員) 名誉会員は、過去において正会員であったものもしくは5名以上の役員または委員により推薦されたもので、委員会が適当と認めたものに限る。

8. (退 会) 会員が退会しようとするときは、所定の様式による届出を行うものとする。
9. (除 名) 会員は本クラブの目的、性格に反する行為を行ったとき、あるいは会員の業務を怠ったときは、委員会の決定により除名されることがある。

役 員

10. (会 長) 会長 (Chairman) は本クラブを代表し、会則に基づく本クラブの運営を統括する。
会長は、東京外国為替市場、日本フォレックスクラブの発展を考え、公正な運営が出来る者とする。
会長任期は2回目までの年次総会、最長2期とする。
原則、同一機関からの再選は回避されるものとする。
会長選任においては、年次総会2ヶ月前までに正会員より立候補者をつのり、委員会の推薦者を決定、総会にて選任される。
立候補者が複数名の場合は委員会で無記名投票選挙により委員会の推薦者を決定するもの。
11. (副 会 長) 副会長 (Deputy Chairman) は会長を補佐し、会則に基づく本クラブの運営を統括する。
副会長選任においては、年次総会2ヶ月前までに正会員より立候補者をつのり、委員会の推薦者を決定、総会にて選任される。
任期は2回目までの年次総会、最長2期とする。
委員会での決定により再選を妨げない。
12. (総務理事) 総務理事 (Secretary General) は次の各号に掲げる事項を行う。
 - イ. 会則第15条、16条、17条および22条に定められた事項。
 - ロ. 会員名簿の管理。
 - ハ. 議事録および委員会が必要とする諸記録の保管。
 - ニ. その他委員会が授権した事項。総務理事の任期は次期年次総会までとし、委員会で選出される。
委員会での決定により再選を妨げない。
13. (財務理事) 財務理事 (Treasurer) は次の各号に掲げる事項を行う。
 - イ. 金銭の収納および経費の支払いならびに所要の記帳。
 - ロ. 年次総会に提出する会計報告の作成。
 - ハ. その他委員会が授権した事項。財務理事の任期は次期年次総会までとし、委員会で選出される。
委員会での決定により再選を妨げない。
原則、会長、副会長と別機関に所属するものとする。
14. (役員の補充) 役員に欠員が生じたときは、他の役員が代行するものとし、会長、副会長の場合は臨時総会により選出、その他の役員は委員会で選出するものとする。

総 会

15. (総 会) 総会において次の各号に掲げる事項を行う。
 - イ. 会長、副会長の選出。
 - ロ. 名誉会員の選出。
 - ハ. 会計報告の承認。
 - ニ. 会則および諸規則の設定、改廃。
 - ホ. その他重要事項の決定。
16. (年次総会の召集) 年次総会は毎年4月30日までに開催されるものとし、会長の指示に基づき総務理事が召集する。召集は総会の14日前までに文書により会員に通知されなければならない。
会員が年次総会に議題を提出するときは、総会の7日前までに文書により総務理事に通知しなければならない。
17. (臨時総会の召集) 臨時総会は正会員25名以上の開催要求があった場合、もしくは委員会が必要と認めた場合、会長の指示に基づき総務理事が召集する。召集は総会の14日までに文書により会員に通知されなければならない。
18. (総会の成立) 総会は30名以上の正会員の出席をもって成立する。
19. (総会の議決) 総会における議案の採択は出席正会員の3分の2以上の賛成を要するものとする。

委 員 会

20. (委員会) 委員会は会長、副会長、総務理事、財務理事、および10名以内の委員により構成され、本クラブの運営にあたる。
21. (委員の任期と補充、増員) 委員の任期は2回目の年次総会までとし、委員会にて選出される。但し、再選を妨げない。
委員会は委員を補充または増員することができる。
但し、委員の総数は10名を越えてはならない。
22. (委員会の召集) 委員会は、会長の指示に基づき総務理事が召集する。
23. (委員会の成立) 委員会は役員および委員のうち7名以上の出席をもって成立する。
24. (その他) 委員会は必要に応じ、日本銀行、マネー・ブローカーズ・アソシエーションをオブザーバーとして置くことができる。

そ の 他

25. (名誉会長) 総会の決定により会員であると否を問わず本クラブの名誉会長 (Honorary Chairman) 1名を置くことができる。
26. (監査人) 監査人 (Auditor) は本クラブの会計を監査し、次期年次総会に提出される会計報告に署名するものとする。
監査人の任期は次期年次総会までとし、再選を妨げない。
27. (諮問委員) 委員会の推薦を受け総会での選任により、会員であるか否を問わず諮問委員 (Advisor) 若干名を置くことができる。 但し、諮問委員の総数は5名を越えてはならない。 諮問委員は、会長の本クラブ運営に関する諮問事項につき意見を述べるものとする。
28. (入会金および年会費) 入会金および年会費の納付は会計に関する規則に定めるところによるものとする。
29. (会則の改訂) 本会則の改訂は総会に出席した正会員の3分の2以上の賛成を要する。 本会則の改訂に係る議案は、あらかじめ委員会での審議後、総会召集通知状に記載されねばならない。
30. (競争法) 本クラブ、役員、委員及び会員は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに外国の競争法に抵触することがないように、本クラブにおける総会、委員会等の会議及び例会その他名目を問わず、役員、委員又は会員が接触する機会において、競争法上問題となるおそれがある意見交換等を行わず、また、かかる疑念が生じることがないように十分に留意するものとする。

会計に関する規則

日本フォレックス・クラブ会則第13条、第15条および第28条の規定により、会計に関する規則を次のように定める。

(入会金)

1. 正会員及び賛助会員は入会金として年会費と同額を、入会承認通知のあった日から1ヶ月以内に、その都度定める要領により一時に納付しなければならない。但し、同一機関内の人事異動での入替えおよび他機関への転職等により移籍する場合は免除する。

(年会費)

2. 正会員は年会費として15,000円、賛助会員は13,000円を、その都度定める要領により一時に納付しなければならない。

(返戻)

3. 納付を受けた入会金、年会費はその理由にかかわらず返戻しない。

(入会金、年会費の改訂)

4. 入会金、年会費の改訂は総会の決定による。

(寄付)

5. 本クラブはクラブの目的に賛同するものから寄付を受けることができる。

(経費の支弁)

6. 本クラブの経費は入会金、年会費、寄付金およびその他の収入をもって充てる。

(資金の保全、運用)

7. 本クラブの所有する資金の保全ならびに運用は、銀行預金等元本保証のあるものに限るものとする。

(会計年度)

8. 本クラブの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(剰余金)

9. 毎年度の剰余金は、全額を次年度に繰り越すものとする。

(帳簿、証憑等)

10. 本クラブの収入、支出を明らかにするため、現金出納帳を設け、あわせて収支に関する証憑等を保管するものとする。